

# 入札監理小委員会の審議結果報告

## 建設業取引適正化センター設置業務

国土交通省の建設業取引適正化センター設置業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業概要について

- 平成 25 年度に事業選定され、平成 28 年度より市場化テストを開始。実施要項の審議は 2 回目（1 回目の評価は未実施）。
- 単年度事業である。
- 従来から 1 者応札が続いており、競争性の確保が課題。

### 2. 前回の実施要項の審議における意見に対する対応

- どういった点が参入の障壁となっているかを見出すため、事業者等からのヒアリングをおこなってはという意見があったため、類似する「下請けかけ込み寺」を実施している中小企業庁へヒアリングを実施したところ。

主な内容としては。

- ① そもそも相談対応という事業自体に経費面でメリットが少ないようである
- ② 建設業法等の専門知識を有する人員の確保が難しいようである
- こうした意見が得られたが、②の点は本業務の質を確保する上で欠かせない部分であり要件緩和が難しいため、それ以外の
  - ・ 窓口担当者の条件を緩和（常勤職員を専任で 2 名→職員を常時 2 名：資料 7-1, P4）
  - ・ 弁護士及び有識者の勤務条件を緩和（大阪は対応済み）  
（東京ではそれぞれ週 1 回以上勤務→弁護士は月 3 回以上、有識者は月 2 回以上勤務：資料 7-1, P4）
  - ・ 概算払いの規定を追加（資料 7-1, P6）などの変更を行った。

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】過去に受けた質問等を取りまとめ整理したものの具体例をあげてはどうか。  
【対応 1】論点整理の内容について理解しやすくなるよう、H29 年の業務に係る実施要項において、具体の相談対応事例を別紙として添付することとした。（資料 7-1, P23～25）

【論点 2】総合評価にあたって管理技術者及び相談員の、当該地域での業務実績を記載させる必要性はあるのか。

【対応 2】東京と大阪に相談窓口を設ける内容となっていることを考慮し、ある程度地域の特性を踏まえた対応が求められると考え、地域での実績も記載することとなっていた。しかし、これまでの相談内容を見ると、地域によって相談内容に大きな違いは見受けられないことから、入札希望者の負担軽減の観点からも当該項目は削除することとした。

【論点3】従来の実施状況に関する情報の開示のところで、アンケートの回収率、弁護士と有識者の回答率（数）を記載してはどうか。

【対応3】開示情報の充実の点から、ご指摘いただいた2点を追記した。（資料7-1, P44、46）

#### 4. パブリック・コメントの対応について

○ 期間：平成28年10月5日から10月18日（14日間）

○ 意見：2件の意見があり1件については語句等の修正に係るもので修正を行った、もう1件については一般的な意見のため修正は行っていない。

以 上